

生駒市条例第34号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成30年12月10日

生駒市長 小 紫 雅 史

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(生駒市職員の修学部分休業に関する条例及び生駒市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

(1) 生駒市職員の修学部分休業に関する条例(平成26年10月生駒市条例第30号)第3条第2号

(2) 生駒市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成26年10月生駒市条例第31号)第4条第2号

(生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月生駒市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年12月生駒市条例

第 3 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 6 号及び第 7 号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

(生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成 2 4 年 1 2 月生駒市条例第 6 0 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

第 4 条第 2 号及び第 4 号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市職員の修学部分休業に関する条例第 3 条第 2 号及び改正後の生駒市職員の自己啓発等休業に関する条例第 4 条第 2 号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律(平成 2 9 年法律第 4 1 号)による改正前の学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)(以下「旧学校教育法」という。)第 1 0 4 条第 4 項第 2 号の規定により旧学校教育法第 8 3 条に規定する大学(当該

大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。)の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。